

令和4年2月16日

吉見町教育委員会

教育長 大澤幸正様

吉見町立学校適正規模等検討委員会

委員長 久保田秀至

吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）

吉見町立学校適正規模等検討委員会は、令和3年7月21日付け吉教発第171号で吉見町教育委員会から諮問を受け、学校の適正規模及び適正配置等について、検討を重ねてきました。

このたび、諮問に対する考え方をとりまとめましたので、吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別添のとおり答申します。

吉見町立学校の適正規模及び適正配置等について（答申）

令和4年2月16日

吉見町立学校適正規模等検討委員会

1. 学校の適正規模・適正配置について

(1) 学校の統合再編について

本検討委員会は、子どもたちにより良い教育環境や学習環境を提供するためには、小規模校の良さを認識しながらも、一定の規模が望ましいという考えに至りました。そこで、小学校について一定の規模を確保するために、適正規模・適正配置を検討することにいたしました。

適正配置の具体的な方法は、「通学区域の変更」と「学校の統合再編」の2つが考えられますが、本町の小学校全てが小規模校または過小規模校であり、隣接校との通学区域の変更では適正規模を確保できない現状にあります。こうしたことから、学校の統合再編について検討を行うことになり、保護者及び教職員の意見を尊重したうえで、国が示す小学校の適正学級数を念頭に、児童数の今後の推移予想、既存施設の状況、通学距離等を勘案し、適正配置等の視点から、次に示す内容といたします。

◆答申1 小学校数

小学校6校を1校に統合再編する。

(2) 学校の適正配置の具体的な統合再編策について

小学校6校を1校に統合再編した場合、統合後的小学校（以下「新設小学校」という。）の配置場所及び再編の時期等については、次に示す内容といたします。

◆答申2 配置場所

新設小学校は、吉見中学校との位置関係を考慮しながら、町中央部とする。

◆答申3 統合再編の時期

現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であり、将来的にも児童数が減少傾向にあるため、新設小学校については、できるだけ早期の開校を目標とする。

2 その他、学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての配慮事項

(1) 説明会開催等について

本検討委員会の答申後、（仮称）学校統合再編計画（案）を策定することが想定されるが、策定後は、保護者及び地域住民に説明会等を開催するとともに、情報提供に努めること。

(2) 学校統合再編の準備について

今後、開校準備組織を設置し、新設小学校の開校に係る具体的な協議に入ることが想定されるが、その際は、子どもたちの学習環境を守り、改善することを第一の目的とするとともに、協議内容についても、保護者及び地域住民に丁寧な情報提供に努めること。

(3) 学校統合再編時期にあたる児童及び保護者への配慮について

現在、全ての小学校が小規模校または過小規模校であることから、ＩＣＴ機器を活用した授業や行事等で学校間交流などを実施し、教育活動が充実するよう努めているが、統合再編時期にあたる児童及び保護者に対しては、統合前から計画的・継続的に、さらなる交流学習や合同行事などを実施し、可能な限り、統合へ向けての不安の解消に努めること。

(4) 通学に係る安全対策について

通学に係る安全対策については、最優先で確保されるべき問題であり、自宅と学校との間を安全に登下校できる環境整備を、スクールバス等も含め、検討すること。

(5) 小中連携（小中一貫教育）について

吉見町において、これまでに進めてきた小中連携の取組をさらに進め、小中学校が一体となった組織体制の下、義務教育9年間を見通した教育の推進や、小学校と中学校が連携し、子どもたちへの様々な働きかけを通して、学びと育ちの連続性を重視した教育の実践を推進する小中一貫教育制度を検討すること。

(6) 学級編制について

1学級の児童数が30人を超える場合については、少人数学級のメリットを活かした学校運営に配慮すること。

(7) 新設小学校について

新設小学校の配置場所として答申した町中央部は、町内河川の浸水想定区域となっていることから、新設にあたっては、浸水を考慮した施設とすること。

(8) 学校跡地利用について

学校統合再編後の跡地利用については、今後のまちづくりの観点からも非常に重要なことから、地域住民の意見を考慮し、慎重な検討を進めること。

※添付資料

質問書

吉見町立学校適正規模等検討委員会開催経過

吉見町立学校適正規模等検討委員会名簿

吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱

写

吉教発第171号
令和3年7月21日

吉見町立学校適正規模等検討委員会委員長 様

吉見町教育委員会
吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱
教育長 大澤 幸正
令和3年7月21日

質問書

吉見町立小学校及び中学校におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱第2条により、次に掲げる事項について貴委員会に質問します。

質問事項

- (1) 学校の適正規模に關すること。
- (2) 学校の適正配置に關すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

◎吉見町立学校適正規模等検討委員会開催経過

年月日	件 名	摘要
R3. 5. 1	検討委員会設置要綱施行	吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱を施行。委員は、識見者・地域住民代表・校長・保護者代表とし、14人以内で構成される。
R3. 7.21	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員長・副委員長の選出 ・諮問書の提出 ・審議
R3. 8.20	第2回 検討委員会 (先進地視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会委員による先進地視察 視察先：滑川町立月の輪小学校（滑川町） ・審議
R3. 9.28	第3回 検討委員会 (町立小学校視察)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会委員による町立小学校視察 ・視察先：東第一小学校・東第二小学校 ・審議
R3.10.25	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 学校の適正規模・適正配置の検討について 2班に分かれ意見交換
R3.11.24	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 学校の適正規模・適正配置の検討について 2班に分かれ意見交換
R3.12.22	第6回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 学校の適正規模・適正配置の検討について
R4. 1.26	第7回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 学校の適正規模・適正配置等の答申（案）について
R4. 2.16.	第8回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・審議 学校の適正規模・適正配置等の答申（案）について

◎保護者説明会

R3.12. 10、11、 12	保護者説明会	『吉見町立学校あり方研究協議会調査研究報告書』について、保護者説明会を3日間開催
------------------------	--------	--

◎吉見町立学校適正規模等検討委員会名簿

No.	氏 名	役 職 名	選出要件	備 考
1	久保田 秀至	元小学校長	識見を有する者	委 員 長
2	小 池 幸	元小学校長	識見を有する者	副 委 員 長
3	杉田 しのぶ	吉見町議会議員	識見を有する者	
4	樋 口 肇	吉見町区長会 会長	地 域 住 民 を 代 表 す る 者	
5	静 政 之	吉見町区長会 副会長	地 域 住 民 を 代 表 す る 者	
6	村 田 浩	吉見町区長会 副会長	地 域 住 民 を 代 表 す る 者	
7	新 井 和 利	吉見町区長会 副会長	地 域 住 民 を 代 表 す る 者	
8	塩 原 憲 孝	吉見中学校長	学 校 の 校 長 を 代 表 す る 者	
9	内 田 哲 雄	南小学校長	学 校 の 校 長 を 代 表 す る 者	
10	鈴 木 恭 代	吉見町PTA連絡協議会 会長	保 護 者 を 代 表 す る 者	
11	金 澤 美 智 子	吉見町PTA連絡協議会 副会長	保 護 者 を 代 表 す る 者	
12	木 田 諭 史	吉見町PTA連絡協議会 副会長	保 護 者 を 代 表 す る 者	
13	峯 田 真 奈 美	よしみ幼稚園保護者代表	保 護 者 を 代 表 す る 者	
14	田 村 はるみ	よしみけやき保育所 保護者会 副会長	保 護 者 を 代 表 す る 者	

吉見町立学校適正規模等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉見町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒数の推移を鑑み、将来におけるより良い教育環境の整備と充実した学校教育の実現のため、学校の適正規模等について総合的な検討を行う吉見町立学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、吉見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、答申する。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) 学校の校長を代表する者
- (4) 保護者を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、前条各号の区分に従い、後任者を教育委員会が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供

を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。